

「療養通所介護」

難病やがん末期の要介護者など、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅の中重度者等の通所ニーズに対応する観点から、医療機関や訪問看護サービス等との連携体制や安全かつ適切なサービス提供のための体制を強化した通所サービスについての報酬上の評価を創設する。

※ 厚生労働省令第 33 号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準・第 7 章の第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準」より

1. 指定療養通所介護サービスに関する基準

【第一款 この節の趣旨及び基本方針】

趣旨（第 105 条の 2）

現行通所介護の人員、設備、運営の基準にかかわらず、指定療養通所介護の事業（指定通所介護の事業であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、以下に定めるとおりとすること。

基本方針（第 105 条の 3）

- ①指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものであること。
- ②事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師や利用している訪問看護事業者等との密接な連携に努めなければならないこと。

【第二款 人員に関する基準】

従業者（第 105 条の 4）

- ①利用者の数が 1. 5 に対し、提供時間帯を通じて専従する従業者が 1 以上確保されるために必要と認められる数以上とする。
- ②常勤専従の看護師を 1 人以上配置すること。

管理者（第 105 条の 5）

- ①常勤専従で 1 人配置すること。ただし、事業所の管理上支障がない場合には、当該事業所内の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある事業所、施設等の職務に従事することができる。
- ②管理者は看護師でなければならない。
- ③サービスを提供するために必要な知識及び技能を有する者であること。

【第三款 設備に関する基準】

利用定員等（第 105 条の 6）

定員は 5 人以下とする。

設備及び備品等（第 105 条の 7）

- ①指定療養通所介護を行うにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品を備えなければならないこと。
- ②専用の部屋の面積は、8 平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とすること。
- ③設備及び備品は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合はこの限りでない。

【第四款 運営に関する基準】

内容及び手続きの説明及び同意（第 105 条の 8）

事業者は、指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合の予想されるリスクとその対応策及び主治の医師及びあらかじめ定めた緊急時対応医療機関との連絡体制について、利用者に文書を交付して説明を行わなければならないこと。

※ その他の規定は、指定通所介護と同様とすること。

心身の状況等の把握（第 105 条の 9）

- ①事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービスの担当者会議を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならないこと。
- ②指定療養通所介護は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師やその利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならないこと。

居宅介護支援事業者との連携（第 105 条の 10）

- ①サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。
- ②事業者は、利用者のサービス利用の敵否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならないこと。
- ③事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならないこと。
- ④指定療養通所介護の提供の終了に際しては利用者または家族に対して適切な指導を行うとともに居宅介護支援事業者に情報を提供するとともに保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努めること。

※その他の規定は、指定通所介護と同様とすること。

指定療養通所介護の具体的取扱方法（第 105 条の 11）

指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- ①指定療養通所介護の提供に当たっては、療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
- ②指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- ③指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- ④指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、当該利用者の主治の医師や訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法・手順等についての情報の共有を十分に図ること。
- ⑤指定療養通所介護は、常に利用者の心身の状況を適切に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。

療養通所介護計画の作成（第 105 条の 12）

- ①管理者は利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、達成するための具体的なサービス内容等を記載した療養通所介護計画を作成する。
- ②居宅サービス計画の内容に添って作成する。
- ③事業所の管理者は、利用者の心身の状況に応じた適切なサービスを提供するため、当該利用者に係る訪問看護計画が作成されている場合には、当該訪問看護計画の内容との整合を図りつつ、計画を作成すること。
- ④療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- ⑤療養通所介護計画を利用者に交付する。
- ⑥従業者はそれぞれの利用者について計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

緊急時の対応（第 105 条の 13）

- ①指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治医とともに対応策を検討し、利用者ごとに策定しておかなければならない。
- ②緊急時の対応策を利用者及び家族に対して十分説明し、安心して利用できるように配慮する。
- ③指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該事業者が

定めた緊急対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

- ④緊急時の対応策については、事業者は主治医と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて適宜見直すこと。

管理者の責務（第 105 条の 14）

- ①事業所の管理者は、当該事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- ②管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治医や訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ることに対して責任を持たなければならないこと。
- ③事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に当たり、適切な環境を整備しなければならないこと。
- ④事業所の管理者は、利用者の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならないこと。
- ⑤事業所の管理者は、当該事業所の従事者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

運営規程（第 105 条の 15）

事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めること。

- 1 事業の目的及び運営の方針
- 2 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 3 営業日及び営業時間
- 4 指定療養通所介護の利用定員
- 5 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 6 通常の実業の実施地域
- 7 サービス利用に当たっての留意事項
- 8 非常災害対策
- 9 その他運営に関する重要事項

緊急時対応医療機関（第 105 条の 16）

- ①事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかななければならないこと。
- ②緊急時対応医療機関は、同一敷地内、隣接若しくは近接していなければならないこと。
- ③事業者は緊急時において円滑な対応が図られるよう、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。

安全・サービス提供管理委員会の設置（第 105 条の 17）

- ①事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体、地域の保健・医療・福祉の専門家等から構成される安全・サービス提供管理委員会を設置しなければならないこと。
- ②委員会は概ね6月に1回以上開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、これらのデータ等もふまえて、事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行うこと。
- ③事業者は、委員会における検討をふまえて、必要に応じて対策を講じなければならないこと。

記録の整備（第105条の18）

- ①従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならないこと。
- ②利用者の指定療養通所介護提供に関する記録を整備しその完結の日から2年間保存しなければならないこと。
 - 1 療養通所介護計画
 - 2 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 3 市町村への通知に係る記録
 - 4 苦情の内容等の記録
 - 5 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

準用（第105条の19）

読み替えて準用する事項

（訪問介護、通所介護の運営に関する基準中）

○提供拒否の禁止、○サービス提供困難時の対応、○受給資格等の確認、○要介護認定の申請に係る援助、○法定代理受領サービスの提供を受けるための援助、○居宅サービス計画に沿ったサービスの提供、○居宅サービス計画の変更の援助、○サービス提供の記録、○保険給付の請求のための証明書の交付、○利用者に関する市町村への通知、○掲示、○秘密保持、○広告、○居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、○苦情処理、○事故発生時の対応、○会計の区分、○利用料等の受領、○指定通所介護の基本取扱方針、○勤務体制の確保等、○定員の遵守、○非常災害対策、○衛生管理等、○記録の整備

2. 療養通所介護費

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養通所介護事業所の利用者について指定療養通所介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置づけられた内容の標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。

ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

サービス提供時間については、当該事業所の看護職員が利用者の居宅において健康観察し、サービス利用後居宅に戻ったときに状態の安定等を確認するところまでを含む。サービスの提供については、主治医や訪問看護事業者等との密接な連携を図りつつ計画的なサービス提供を行うこと。

イ 小規模型通所介護費 (省略)

ロ 通常規模型通所介護費 (省略)

ハ 療養通所介護費

(1)所要時間 3 時間以上 6 時間未満の場合：1, 000 単位

(2)所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合：1, 500 単位

別に厚生労働大臣が定める施設基準

イ当該指定療養通所介護事業所における看護職員又は介護職員の数は、利用者の数が 1.5 に対して 1 以上であること。

ロ看護師がサービス提供時間を通じて 1 以上専従しているものであること。

別に厚生労働大臣が定める者（厚生労働省告示第 163 号第 8 号）

○難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察を必要とするもの

(利用者の数)

別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合（厚生労働省告示第 172 号の第 1 号のロ）

○厚生労働大臣が定める利用者の数の基準

指定居宅サービス基準第 105 条の 6 に定められている利用定員を超えること。

○厚生労働大臣が定める通書介護費の算定方法

指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に **70/100 を乗じて得た単位数**を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

※利用定員は 5 人以内とされている。

(看護職員等従業者の員数)

別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合（厚生労働省告示第 172 号の第 1 号のニ）

○厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準

指定居宅サービス基準第 105 条の 4 に定める員数を置いていないこと。

○厚生労働大臣が定める通書介護費の算定方法

指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に **70/100 を乗じて得た単位数**を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護若しくは認知症対応型共同生活介護もしくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている場合は算定しない。